

千葉大学文学部日本文化学会会則

第一条 本会は、千葉大学文学部日本文化学会と称する。

第二条 本会は、事務局を千葉大学文学部に置く。

第三条 本会は、日本語・日本文学・日本文化ならびに国語教育・日本語教育・図書館に関する研究を行うとともに、会員相互の親睦を図ることを、その目的とする。

第四条 本会は、前条の目的のため左の事業を行う。

1 機関誌（『語文論叢』）の発行。

2 大会（研究発表・講演、総会、懇親会等）の開催。

3 その他必要と認められる事業（『会報』の発行等）。

第五条 本会の会員は、左のいずれかに該当する者で、本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

1 千葉大学文理学部・人文学部卒業生

2 千葉大学文学部卒業生ならびに在学生

3 千葉大学大学院文学研究科・社会文化科学研究科・人文社会科学研究科・人文公共学府修了者ならびに在学生

4 千葉大学旧教員ならびに現教員

5 上記以外の者

また、右会員の中で、本会の維持につき、特に積極的な支援を提供しようとする意思あるものを維持会員とすることができる。なお、総会において特別会員を推薦することができる。

第六条 会員は機関誌の配付を受け、会の行事に参加することができる。

第七条 本会には、左の役員を置き、会の運営に当たる。

1 会長 一名

2 評議員 教員、学部卒業生・大学院修了者若干名、学部・大学院在学生若干名

3 編集委員 五名

4 会計 二名

5 庶務 二名

6 会計監査 一名

第八条 役員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

第九条 本会の経費は、会費および寄付、その他の収入をもってこれに充てる。

第十条 本会は年一回総会を開き、事業報告ならびに予算・決算の報告および役員の承認を行う。なお、この会則の変更は、総会の決議による。

付則

1 会員は会費として、一人年額三千円を納める。また維持会員は、年額五千円を納める。ただし、学部在学生は年額千五百円とする。

2 会費は前納を原則とし、三年間滞納した場合には『語文論叢』の送付を中止することがある。

3 この会則は、二〇一七年七月三〇日から効力を発する。